

第 6171 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月 2日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 重度障害になった者以外の親族が保険金を受取った場合

Q : 父は、自分を被保険者、私を保険金受取人とする生命保険に加入していましたが、疾病により重度障害になったことから、私が高度障害保険金を受取りました。この保険金は、どのように取り扱われますか？

A : 非課税となります。

【解説】

所得税では、疾病により重度障害の状態になったことなどにより、生命保険契約又は損害保険契約に基づき支払を受けるいわゆる高度障害保険金、高度障害給付金、入院費給付金等は、所得税法施行令第30条第1号に規定する「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に該当するものとして取り扱っています。

そして、「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」は、自己の身体の傷害に基因して支払を受けるものをいい、その支払を受ける者と身体に傷害を受けた者とが異なる場合であっても、その支払を受ける者がその身体に傷害を受けた者の配偶者もしくは直系血族又は生計を一にするその他の親族であるときは、その保険金又は給付金等は非課税になります。

したがって、お尋ねの場合、受け取った高度障害保険金は、非課税所得として取り扱われることになります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】